

平成29年7月28日

ICT・AIを活用した観光渋滞対策に係る実験について

警察庁交通局交通規制課長

太刀川 浩一



国土交通省道路局道路交通管理課長

土井 弘之



国土交通省と警察庁は、ICT・AIを活用した観光渋滞対策に係る実験（以下、「本実験」という。）を円滑に実施するため、下記について確認する。

記

- 1 国土交通省は、本実験を警察庁と共同して実施するものとする。
- 2 国土交通省は、本実験を実施する場所の選定に当たり、警察庁と調整するものとする。
- 3 国土交通省と警察庁は、本実験に必要とされるデータを、それぞれの目的（道路管理・交通管理）に必要な範囲内で共有するものとする。
- 4 本実験により得られたデータの外部への提供については、両省庁間で從来確認されてきたとおり取扱われるものとする。
- 5 道路交通情報について、両省庁間で從来確認されてきた事項（ITV及び電波ビーコンの設置・運用を含む。）に変更はないことを確認する。

- 6 本実験において、AIカメラは、これまで国土交通省が実施してきた自動車起終点調査・交通量調査の範囲内で用いるものとし、設置しようとするときは、警察庁と協議するものとする。また、その範囲外の企画提案を受けた場合は、国土交通省は、十分な時間的余裕をもって警察庁に協議するものとする。
- 7 国土交通省は、各AIカメラの画像を閲覧するために必要となる情報を警察庁に提供するものとする。
- 8 公募によりETC2.0、AIカメラ以外のICTの活用を検討する場合には、別途両省庁間で協議することとする。
- 9 今後、本実験の結果を踏まえ、両省庁において連携して観光渋滞対策の実装を図ることとなった場合の情報装置（AIカメラを含む。）及び情報装置により収集されるデータの扱いについては、平成26年4月7日付け警察庁交通局交通規制課長・国土交通省道路局道路交通管理課長間了解事項記4に基づき、道路管理者が公安委員会に対し情報装置で収集した情報を交通管理に必要な水準で供与するため、必要に応じて「車載機のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針」及び「プローブ情報の利用及び取り扱いについて」の改定を行うなど供与の実現を前提に、別途両省庁間で協議することとする。

以上

